

平成29年度 公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）実施要綱

（主旨）

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）が、公共施設マネジメントに係る研究モデル事業を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（研究モデル事業の目的）

第2条 この事業は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総務大臣通知）等を踏まえ、公共施設マネジメントを推進するため、民間のノウハウの活用を含めた新たな公共施設マネジメントについて、モデル市町村によるケーススタディを行い、研究成果を全国に発信することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共施設マネジメント 保有する公共施設等を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する取組みであり、公共施設等で提供されるサービスの運営も含むものをいう。
- (2) 公民連携 行政と民間とが協働で公共サービスの維持・向上又は財政負担の軽減等に取り組むことをいう。
- (3) 大学 「学校教育法」第1条に規定する大学をいう。
- (4) 受託事業者 第4条第2号で定める委託契約を締結した民間事業者または大学をいう。
- (5) 公共施設マネジメント調査研究会 公共施設マネジメントにおける市町村間に共通する課題について、専門的な観点から検討を行い、その成果を市町村に提供するため、「平成29年度 公共施設マネジメント調査研究会設置要綱」に基づき、財団が設置した会議体の組織をいう。

（要件）

第4条 市町村は、次の各号全てを満たす場合に限り、本研究モデル事業に申請することができるものとする。

- (1) 平成29年度に次条に掲げる対象事業を実施すること。
- (2) 事業の実施に当たり、次に掲げるいずれかの者と業務の委託契約（以下「契約」という。）を締結すること。
 - ア 民間事業者
 - イ 大学
- (3) 当該事業に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。

（対象事業）

第5条 対象事業は、第2条で定める目的に合致する事業とし、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 公共施設等総合管理計画に連動した実効性のある個別施設計画の策定などを通じてマネジメント手法の高度化を図る事業
- (2) 予防保全を前提とした実効性のある長寿命化計画の策定などを通じてマネジメント

手法の高度化を図る事業

- (3) インフラ部門のマネジメント手法の高度化を検討する事業
- (4) 市町村域を超えた広域的なマネジメントの仕組みを検討する事業
- (5) 地方公会計の活用を通じてマネジメント手法の高度化を検討する事業
- (6) 公共サービスの維持・向上や財政負担の軽減に資する公民連携手法を検討する事業
- (7) その他、財団が特に必要と認める事業

(対象事業期間)

第6条 研究モデル事業として対象となる期間（以下「対象事業期間」という。）は、平成29年4月1日から平成30年2月20日までの間とする。

(費用)

第7条 第4条第2号で定める契約に係る費用については、市町村がこれを支払う。

- 2 財団は市町村に対し、前項の費用について3分の2以内、1市町村につき700万円を上限として助成金を交付する。
- 3 第1項に規定する契約に係る経費のうち、助成の対象となる経費は、対象事業期間内の
人件費、旅費、その他の対象事業を履行するために必要な調査、分析、会議、計画策定、
広報及びそれらに係る資料作成等の経費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、公共施設
の維持管理、修繕、建設、除却等に係る費用は含まないものとする。
- 4 前項に規定する対象事業を行うために必要となる経費には、成功報酬は含まないものと
する。
- 5 第2項の助成金の交付額には、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(申請)

第8条 研究モデル事業の申請をする市町村は、次に掲げる書類等を直接財団に提出するも
のとする。

- (1) 公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）申請書（様式第1号）
 - (2) 公共施設マネジメント調査研究（研究モデル事業）調書（様式第2号）
 - (3) 事業計画書（様式第3号）
 - (4) その他参考となる資料
- 2 前項の規定による書類等の提出を行った市町村（政令指定都市を除く。）は、速やかに、
その旨を都道府県に報告するものとする。
 - 3 第1項の書類等の提出期限は、平成29年2月10日（財団必着）とする。
 - 4 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後にこの事業の追加募集を行うこと
ができるものとする。

(申請内容の調査及び検討)

第9条 財団は、前条第1項の規定による書類等の提出があったときは、申請内容の調査及
び検討を行うものとする。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、前条
第1項の規定による書類等の提出を行った市町村（以下「申請市町村」という。）及び関係
者に説明を求めるものとする。

- 2 財団は、前項の調査及び検討を行うに際し、必要があると認めるときは、公共施設マネ
ジメント調査研究会において、意見を求めるものとする。

(採択結果の通知)

第10条 財団は、前条の調査及び検討の結果をもとに、研究モデル事業として採択するか

否かを審査し、その結果を申請市町村に通知するものとする。併せて、申請市町村が政令指定都市である場合を除き、審査結果を都道府県に通知するものとする。

(助成金交付決定)

第11条 前条の規定による通知において対象事業として採択された申請市町村は、第4条第2号に規定する相手方との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類等を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、助成金の交付決定を行うものとする。

(1) 業務委託契約書案(以下「契約書案」という。)

(2) 前号の契約書案に係る仕様書案等

(3) その他財団が委託内容を確認するために必要なもの

2 財団は、前項の助成金の交付決定をしたときは、直接申請市町村に通知するものとし、併せて、交付決定をした市町村名(政令指定都市を除く。)を都道府県に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた市町村(以下「採択市町村」という。)は、第4条第2号に規定する相手方との契約の締結後、速やかに、その契約書の写し(以下「契約書写」という。)を直接財団に提出するものとする。

4 前項の契約については、第1項第1号に掲げる契約書案と異なる内容のものとすることは、認めないものとする。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他の軽微な変更を行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(公共施設マネジメント調査研究会への出席)

第12条 採択市町村及び受託事業者は、財団からの要請に応じ、公共施設マネジメント調査研究会に出席するものとする。

2 前項の出席に要する費用について、財団はこれを負担しない。

(公共施設マネジメント調査研究会の役割)

第13条 公共施設マネジメント調査研究会は、財団からの求めに応じ、専門的見地から研究モデル事業への助言等を行うものとする。

(財団への協力等)

第14条 財団は、対象事業の実施及びその検証にあたり、必要に応じて、採択市町村及び受託事業者に対し情報の提供を求めることができるものとし、採択市町村はこれに協力するものとする。

2 財団は、対象事業の実施にあたり、採択市町村と受託事業者の会議等に参加することができるものとする。

(事業実績報告及び助成金の交付請求)

第15条 採択市町村は、対象事業が完了したときは、次に掲げる書類等を財団に提出し、対象事業の実績報告及び助成金の交付請求を行うものとする。

(1) 公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)実績報告書(様式第4号)

(2) 公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)完了確認調書(様式第5号)

(3) 公共施設マネジメント調査研究(研究モデル事業)助成金交付請求書(様式第6号)

(4) その他事業の成果を説明できる資料

2 前項各号に掲げる書類等の提出期限は、平成30年3月2日(財団必着)とする。

(助成金の交付)

第16条 財団は、前条の書類等の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、平成30年3月31日までに、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第17条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第11条第1項第1号に掲げる契約書案と同条第3項の規定により財団に提出する契約書写の内容が異なったとき(同条第4項ただし書の規定により財団から承認を受けた場合を除く。)。
- (2) 仕様書等に記載された成果を挙げることが困難となったとき。
- (3) 第4条第2号に規定する相手方との契約が違法な手段により締結されたとき。
- (4) 採択市町村が第4条第2号に規定する相手方と契約を締結できなかったとき、又は契約を解除したとき。
- (5) 財団から交付された助成金が、第7条第3項及び第4項で規定する目的以外の用途に使用されたとき。
- (6) 第15条第1項各号に掲げる書類等が同条第2項の提出期限までに提出されなかつたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、助成金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、前条の規定により既に助成金が交付されているときは、当該市町村は、これを返還しなければならない。

(情報公開)

第18条 財団は、助成金の交付決定後に、採択市町村名、受託事業者の名称、対象事業の概要その他の内容を公表することができるものとする。

(法令遵守)

第19条 採択市町村は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る事務を行うものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。